

消 防 消 第 224 号

平成 27 年 12 月 22 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁消防・救急課長

( 公 印 省 略 )

緊急消防援助隊設備整備費補助金等の交付決定後の入札による  
補助金額の減額に係る取扱いについて

標記について、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 12 月 22 日閣議決定)を踏まえ、下記のとおり通知します。

貴職におかれましては、下記の内容についてご留意いただくとともに、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、速やかにこの旨を周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金等の交付決定後の入札による補助金額の減額に係る取扱い

本取扱いについては、都道府県知事が補助金等の額の確定に係る事務として処理することが可能である。なお、本取扱いについては、以下の補助金等を対象とする。

#### <対象補助金等>

- ・ 緊急消防援助隊設備整備費補助金
- ・ 消防防災施設整備費補助金
- ・ 消防防災施設災害復旧費補助金
- ・ 消防防災設備災害復旧費補助金
- ・ 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金

<参考>

平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針  
(平成 27 年 12 月 22 日閣議決定) (抄)

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【総務省】

(11) 緊急消防援助隊設備整備費補助金

補助金交付決定後の入札による補助金額の減額については、都道府県知事が補助金の額の確定に係る事務として処理することが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成 27 年度中に通知する。